

医師臨床研修協力施設の指定等に関する指針

全国老人保健施設協会

医師臨床研修制度の改定にあたり、全国老人保健施設協会としては、従来の内科系・外科系分野における臨床研修とともに、地域医療、在宅医療、介護保険サービスを始めとする老人医療・保健福祉の分野における医師研修が不可欠と考え、研修施設の指定を要望してきたところであります。

今回、平成 16 年度から施行される新しい医師臨床研修制度では、「臨床研修協力施設」として介護老人保健施設での医師研修が始まることとなりました。
(下記参照)

介護老人保健施設では、臨床研修協力施設として、医師の基本的な知識技能の修得とともに、患者（利用者）の生活全般を理解し、多くの他の職種と共に望ましい医療の提供ができる医師の養成に協力したいと考えます。

そこで、全国老人保健施設協会は、この間に提出した意見書等を踏まえ、別紙のような指定等に関する指針を作成いたしました。

実際の臨床研修におきましては、指針等を参考に、臨床研修病院と連携し、医師としての資質の向上に寄与できるよう施設ごとの運営に努めいただきたくお願い申し上げます。

「研修協力施設」

臨床研修病院と共同して臨床研修を行う施設であって、臨床研修病院及び大学、大学の医学部又は大学附置の研究所の附属施設である病院以外のものをいうものであること。以下「臨床研修協力施設」という。

なお、臨床研修協力施設としては、例えば、へき地・離島診療所、中小病院・診療所、保健所、介護老人保健施設、社会福祉施設、赤十字社血液センター、各種検診・健診の実施施設等が考えられること。

(医師法第 16 条の 2 第 1 項)

医師臨床研修協力施設の指定等に関する指針

医師臨床研修協力施設としては以下の要件を満たす臨床研修が望ましい。

Ⅰ. 医師臨床研修協力施設の指定に関する要件

- (1) 管理者および指導医、指導者が介護老人保健施設の理念、役割・機能を理解し、以下の基準を満たす運営がなされている施設であること。

運営実績が概ね5年以上の施設であること。

リハビリテーション専門職の十分な配置がされていること。

平均入所日数や家庭復帰率が適切な範囲にあり、利用者の要介護度に極端な偏りがいないこと。

全職種が参加するケアカンファランスが行われていること。

- (2) 以下の基準を満たす指導医及び指導者がいること。

指導医：

7年以上の臨床経験と5年以上の介護老人保健施設での勤務経験があり、全国老人保健施設協会所定の研修「医師研修会」、「管理者（職）研修会」を受講していること。

指導者：

OT・PT・ST、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員の各専門領域においてそれぞれ1名以上、全国老人保健施設協会所定の研修「中堅職員研修会」、「リハビリテーション研修会」を受講していること。

- (3) 地域の医療教育機関との連携がとれていること。

- (4) 在宅支援サービス機能も担い、地域との連携が充実した施設であること。

地域の諸機関、他のサービス事業所等との密接な連携をもっていること。

居宅介護支援事業所を併設していること。

ボランティアの参加、地域の諸団体（民生委員・老人クラブ等）の見学等を受け入れ、介護教室や家族会を積極的に運営していること。

- (5) 研修の実施に必要な設備を備えていること。

研修医のための執務スペース及びロッカー等の備品があること。

図書・雑誌が整備されていること。

利用者に関する諸記録が整備されていること。

Ⅱ. 介護老人保健施設における研修内容等に関する要件

研修内容

- (1) プライマリ・ケア重視の観点から施設や在宅における利用者の医療特性を理解し研修するものとする。
- (2) 関連する専門職種等との連携によるチーム医療やチームケアの実際を研修するものとする。
- (3) 保健・医療・福祉の統合、地域包括ケアシステムについて研修し理解を深める内容とする。
- (4) 介護保険制度や関連する福祉制度における医師の役割を理解し、実地に研修するものとする。
- (5) 施設のみならず在宅も重視した研修内容とする。

運営

- (1) 研修プログラムの詳細は、研修期間によって異なるため研修協力施設において検討する。
- (2) 研修協力施設においては、研修委員会を設け、研修期間を通しての研修医の管理、研修プログラムの企画運営について責任を持って行うこととし、研修の評価については、研修委員会において総合的に行う。
- (3) 指導医1名あたりの同時期における対応可能な研修医の数は2名以内とする。